

県内各市町村による企業誘致優遇制度

(令和7年4月1日現在)

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
山形市	山形北インター産業団地企業立地促進事業助成金交付要綱	10,000 (用地取得型に限る)	3	—	<p>【対象区域】 山形北インター産業団地</p> <p>【対象業種】 製造業、情報通信業(情報サービス業に限る。)、運送業(道路貨物運送業、倉庫業に限る。)、卸売業、サービス業(自動車整備業、機械修理業に限る。)、建設業及びその他市長が特に認める業種</p> <p>【助成内容】</p> <p>1 用地取得型</p> <p>①用地・建物・機械設備取得助成金 土地、建物及び償却資産の取得額の最大 20% 限度額最大 3 億円</p> <p>②用地取得助成金 土地の取得額の最大 10% 限度額最大 1 億円</p> <p>③固定償却資産取得助成金 土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額(最大 5 年間) 限度額無し</p> <p>④雇用促進助成金 新規地元常用雇用者等 1 名につき 30 万円 限度額無し</p> <p>2 賃借型</p> <p>①土地及び建物賃借料助成金 土地及び建物に係る賃借料の 2 分の 1(3 年間)</p> <p>②雇用促進助成金 新規地元常用雇用者等 1 名につき 30 万円</p>
	オフィス立地促進事業助成金交付要綱	—	1(コールセンターは 10)	—	<p>市の誘致により、市外の企業が事務所を新設すること。</p> <p>通信回線使用料の 1/3(1 年間 ※コールセンターのみ)</p> <p>事業所賃借料の 1/3(3 年間、中心市街地エリアは 5 年間)</p> <p>新規雇用創出費 地元常用雇用者等 1 名あたり 20 万円 ※2 年目、3 年目に地元常用雇用者等をそれぞれ 1 名以上(コールセンターは 10 名以上)増員した場合にも適用</p> <p>初期費用 事務所の新設に必要な工事等の経費の 1/2 (限度額 100 万円)</p> <p>限度額 3,000 万円(1 企業) ※コールセンターは 1 億円</p> <p>助成対象区域 市街化区域</p>

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
米沢市	米沢オフィス・アルカディア 企業立地促進助成金交付 要綱	業務施設 5,000	10	1,500	※(1)及び(2)合計で1企業2億円を限度。 (1)企業立地助成金 ①土地取得費の30、50、70%(業種等により異なる。) ②建物取得費の1.5% ③償却資産取得費の10% (2)雇用奨励金(限度額 1,500万円) ※ 操業開始時の新規地元常用雇用者数×30万円
		工場等 大企業 20,000 中小企業 10,000			
		研究所 —			
		その他 —	5 (市長が 認めた) 企業)		
米沢市	米沢市企業立地雇用促進 奨励金交付要綱	業務施設 5,000	10	—	市外の製造業者の市内への立地で、施設の新設又は賃貸借又は 中古物件を取得して操業するもので、市長が認めたもの。 雇用奨励金(限度額 1,500万円) 操業開始時の新規地元常用雇用者数×30万円
		工場等 大企業 20,000 中小企業 10,000			
		その他 —	5		
米沢市	米沢市産業用地の貸付け に関する要綱	業務施設	—	—	米沢オフィス・アルカディアの市が所有する用地へ市外から新たに 立地するもので、学術研究機関等と連携して研究を行うもの又は 研究、開発を実施するもの。 賃貸借料:土地分譲価格の2%(年額) 保証金:年額賃貸借料の3年分 貸付種類:事業用定期借地権による10年以上30年未満

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
鶴岡市	企業立地促進要綱	2,000	—	—	事業場設置助成金 指定地域内で事業所を新設・増設・移設した建物、土地、償却資産の課税初年度に課される固定資産税相当額の2分の1(単年度) 限度額 2.5 億円
		—	—	2,000～	用地取得助成金 工業団地等分譲地の用地取得額の2分の1(限度額2億円)
酒田市	設備投資促進助成金交付規則	2,000	—	—	土地、建物、機械・装置等の対象投下固定資産に係る最初の年度の固定資産税の課税標準額の額に対して、次のとおり助成 ①新設又は移設 助成率 3% ※特例助成率 4.2%(製造業、情報サービス業、コールセンター業、学術・開発研究機関を営む市外企業が酒田京田西、酒田臨海工業団地に立地した場合) ②拡充 助成率 1.8% ※(酒田京田西、酒田臨海工業団地等の指定区域は拡充 3%)(道路貨物運送業、倉庫業等は 16 人以上の雇用増が必要)
	賃借型立地企業定着促進助成金交付要綱	—	5	—	賃借料(36 月分)及び改装費(初回交付申請時のみ)の 1/2 以内 限度額 1 企業あたり 3 千万円(交付対象起算月から起算して 12 月毎の限度額は 1 千万円) (製造業等を営む市外企業が市内の賃借物件に立地する場合) ※情報通信業が市内中心市街地エリアの賃借物件に立地する場合は賃借料が 60 月分。
	企業立地促進条例 (用地取得助成金)	—	50 (中小企業)10	1,000	工場等、 雇用者数には賃金要件あり 新設、新設後5年以内の拡充 用地取得額の 50% 限度額 3 億円 (製造業、情報サービス業、コールセンター業、学術・開発研究機関を営む市外企業が酒田京田西、酒田臨海、松山工業団地に立地した場合)
酒田市	企業立地促進条例 (用地取得助成金)	工場等、 雇用者数には賃金要件あり			
		新設 — 拡充 1,000	30	新設 1,000 拡充 500	用地取得額の 30% 限度額 2 億円(製造業以外1億円)
			10		用地取得額の 20% 限度額 2 億円(製造業以外1億円)
			5		(中小企業)用地取得額の 30%限度額 2 億円(製造業以外1億円)
			3		(中小企業)用地取得額の 20%限度額 2 億円(製造業以外1億円)
		事業所、 雇用者数には賃金要件あり			
新設 — 拡充 1,000	10 3	新設 1,000 拡充 500	用地取得額の 20% 限度額 1 億円 (中小企業・卸売業)用地取得額の 20% 限度額 1 億円		

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
新庄市	企業立地促進条例	—	30 中小5	3,000	用地取得助成金 新庄中核工業団地への立地企業(製造業等)が対象 用地取得額の30% 限度額1億円
	新庄市企業立地等雇用促進奨励金交付要綱	1,000 中小300	10 中小3	—	雇用奨励金 工場等の新設・増設・移設や、本社機能の移転に伴い、新たに常時雇用者を確保する企業(製造業等)が対象 新規雇用者数(市内居住者で、1年以上継続雇用)×30万円 ^(※) ※投資額が1億円(中小企業は3,000万円)以上の場合は、上記雇用者1名あたり50万円
寒河江市	企業立地促進補助金交付要綱	—	①20 ②10 ③—	②5万	用地取得補助金 寒河江市中央工業団地への立地企業(製造業等)が対象 用地取得後、3年以内に事業で使用 ①用地取得額の50% ②用地取得額の30%(雇用、面積のいずれかに合致) ③用地取得額の20% 限度額3億円(関連会社含む) 補助金額が1千万円を超える場合は、2年以上で分割交付 雇用者数は新規常用雇用者及び転入常用雇用者の合計 ※この他、寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例による最長6年間の課税免除制度等あり。
上山市	かみのやま温泉インター産業団地企業立地奨励金交付要綱	—	—	—	かみのやま温泉インター産業団地第1区域へ立地する企業が対象 (1)用地取得奨励金 ①自動車製造、農商工連携関連など市内に特に大きい経済波及効果が見込まれる業種の企業が事業所を新設・増設した場合 用地取得額の40%を補助 ②上記以外の業種の企業が事業所を新設・増設した場合 用地取得額の30%を補助 ③市内企業が事業所を移設した場合 用地取得額の10%を補助 ※上記に加え、市民の雇用、学位等所有者の雇用、市内企業への発注額に応じてそれぞれ5%の加算措置あり(上限50%) (2)雇用奨励金 市内居住雇用者1人につき25万円(上限1,000万円)
	工業団地移転等促進資金利子補給規程	—	—	—	工場移転資金融資残の利子補給金 利子補給対象金額により年3.5%~0.5% ※資金の年利率に0.9を乗じた率とのいずれか低い方の率を適用
	産業人材市内誘導奨励金交付要綱	—	6箇月以上の新規雇用(正社員)	—	市民又は交付申請時まで市内に転入した者を正社員雇用した場合 1人あたり25万円 1社あたり年度上限額100万円

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
村山市	企業立地補助金交付要綱	2,700 万円			事業を営むために必要な土地・建物・償却資産を新設・増設・移設した場合 ①操業補助金 ・投下固定資産に係る固定資産税額及び都市計画税を 3 年間補助(上限:3 年合計で 5,000 万円) ②雇用補助金 ・①の適用を受ける事業者が、市内居住者を新規雇用し、1 年以上継続して雇用した場合、新規雇用者 1 人につき 10 万円を補助 ③水道料補助金 ・①の適用を受ける事業者の水道使用量が月平均 1,000㎡以上の場合、水道料金の 1/2 を補助(上限 500 万円、3 年間まで)
	空き店舗等活用事業補助金交付要綱				空き店舗等を活用して事業を行う場合 ・店舗等購入費、賃借料の 1/2 を補助(上限 100 万円) ・店舗等改装費の 1/2 を補助(上限 50 万円)
	企業除雪機購入費補助金交付要綱				自社事業所等敷地内の除排雪をするために乗用の大型除雪機を購入した場合 ・除雪機購入費用の 1/5 を補助(上限 50 万円) ※新たに市内に事業所を立地する場合は上限 100 万円
	次世代まちづくり開発促進事業補助金交付要綱			3,000㎡以上	駅西商業施設等事業用地開発促進事業 駅西開発エリア内の国道 13 号西側で市長が指定する区域において、3,000㎡以上の商業施設等開発事業を行う場合 ・開発事業に要する費用の 1/2 を補助(上限:開発面積 1,000㎡につき 200 万円、一事業あたりの上限額 5,000 万円) ※対象経費:用地の取得・造成や、雪押し場、調整池の整備、上下水道管の敷設、雨水排水路の整備等、出店に係る環境整備事業
長井市	長井市企業誘致促進補助金交付規程	10,000	3	—	長井南産業団地に立地する企業を対象とする。 (1)事業用地取得費の10%相当(上限1億円) (2)市内居住新規常用雇用者1人につき20万円(上限200万円)
天童市	天童市雇用促進事業費補助金交付要綱	—	市内より 1名以上	—	対象:市内に工場等を増設、新設又は移転し新たに正規社員を雇用する中小企業者等 内容:新規雇用者数(市内居住者又は市内への転居者)×20万円又は10万円 ①中小企業者 上限300万円 ②中小企業者・大企業 上限1,000万円(工業団地内に限る)
東根市	企業奨励補助金要綱	3,000 超	—	—	対象資産:1 月 1 日から 12 月 31 日までに取得した建物及び償却資産で 3,000 万円を超えるもの 対象業種:①農工団地内においては、製造業・道路貨物運送業・こん包業・卸売業 ②農工団地以外の地区は、製造業のみ 奨励補助金:対象資産に係る固定資産税課税相当額の 50%(3 年間)

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
尾花沢市	企業立地促進条例	製造業 2,000	10	3,000	①用地取得奨励金 福原工業団地又は公有適地への立地企業が対象 一括払い 取得価格の40% 限度額1億円 分割払い 支払利子の50% ②雇用奨励金 雇用者数(市内居住者)×年6万円(操業から2年) ③操業奨励金 固定資産税相当額(3年) ④排水処理施設整備奨励金 適用条件に該当する場合 施設整備経費の2/3以内 適用条件以外の場合 施設整備経費の1/3以内 ⑤雪対策奨励金 a.除雪機械購入 経費の30%以内(上限100万円) b.消融雪装置設置 経費の30%以内(上限100万円) c.除雪経費 経費の30%以内(上限30万円) ※a～cのうち1つ選択。a・bは適用期間内(操業から3年) で1度限り、cは適用期間内(操業から3年間)。
		商業、 その他 1,000	5	—	
	資格取得促進助成金交付 要綱	—	—	—	仕事に必要な資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人3万円、1事業所15万円)を助成。
南陽市	企業立地促進条例	①3,000 ②5,000 ③5,000	—	—	製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業で、新設又は増設(空き事業所の取得を含む)を行う事業者への奨励金 ①固定資産税相当額奨励金(3年間交付) 家屋及び土地に係る固定資産税相当額 ②用地取得奨励金(5年間で分割交付) 用地取得費×10%(工業団地以外は8%) ③建物取得奨励金(5年間で分割交付) 建物取得費×5%(5億円超部分は3%)
	本社機能移転奨励金交付 要綱	—	—	—	市内に本社機能を移転した事業者(資本金1,000万円以上)が対象 本社機能移転後3年間で、住民登録がある正規雇用の増加 1人当たり20万円 1事業者の上限:300万円
南陽市	ビジネスホテル誘致条例	—	—	—	対象:市内にビジネスホテルを新設する事業者 又は 当該ビジネスホテルの事業を営む事業者(空き物件取得は対象外) 【客室数15室以上】 ①固定資産税相当額奨励金(3年間交付 ※客室数50室以上の場合は10年間交付) 家屋及び土地に係る固定資産税相当額 ②上下水道料奨励金(3年間交付 ※客室数50室以上の場合は5年間交付) (水道料金+下水道使用料)×50% 【客室数100室以上】 ③用地取得奨励金(5年間で分割交付) 用地取得費×10% ④建物取得奨励金(5年間で分割交付) 建物取得費×5%
山辺町	—	—	—	—	—

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
中山町	—	—	—	—	—
河北町	河北町企業立地等促進 補助金交付規程	—	—	1,000	①用地取得補助金 花ノ木工業団地への立地企業が対象 用地取得額の20%を補助(限度額なし) ②操業補助金 花ノ木工業団地への立地企業が対象 建物及び償却資産に係る固定資産税課税相当額(5年間)
	河北町雇用促進等補助金 交付規程	—	—	—	①雇用促進補助金 正規社員1人につき10万円 (雇用期間1年以上、町内在住者対象) ※イクボス同盟かつやまがたスマイル企業会員は増額 ②新規学卒者就職奨励金 新規学卒者に10万円を補助 (雇用期間6ヶ月以上、町内在住者対象)
西川町	産業立地促進条例	500 以上 (※事業区 分あり)	1	—	①事業所設置奨励金 投下固定資産に係る固定資産税相当額/3 年間 ① 雇用奨励金 10 万円/人
朝日町	産業立地促進条例	製造・建設 業 500 以上 商業等 300 以上	—	—	新たに事業所を設置及び事業所の拡張又は設備能力を拡充する 場合 ①事業所設置奨励金 投下固定資産額等(③に係るものを除く)の 1/10 以内(限度額1 指定事業者 1,000 万円) ②雇用奨励金 町内新規雇用者数×30 万円 ③用地取得(賃借)費用奨励金 用地取得費(整地等造成費を含む)の 3/10 以内及び用地賃借 料の 36 月分以内(限度額 1 指定事業者 3,000 万円)
大江町	企業立地促進条例	新 設 5,000 移 設 5,000 増 設 2,000	新 設 3 人以上 移 設 1 人以上 増 設 1 人以上	新 設 2,000 ㎡ 移 設 2,000 ㎡	①用地取得助成金 用地取得額の 1/2 以内(2 億円限度) ②操業奨励金 固定資産税相当額(3 年) ③雇用促進奨励金 操業開始1年以内の雇用者 1 人につき年額 10 万円(雇用か ら 3 年間)(対象:町内に住所を有する者)
大石田町	企業立地促進条例	1,000	10 中小 5	1,000 拡充 500	用地取得補助金 用地取得額の 10%以内 限度額 1 千万円
金山町	産業振興条例	500 拡充 300	5 拡充 5	—	奨励金 固定資産税相当額(投下固定資産の総額が 500 万円以上の場 合は5年以内、500 万円未満の場合は3年以内) 常用雇用者 1 人あたり 10 万円
	新規学卒者採用促進奨励 金交付要綱	—	5 人	—	新規学卒者採用促進奨励金 新規学卒者採用 1 人あたり 10 万円 ※産業振興条例の常用労働者新規雇用奨励金との併用可能

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
	資格取得支援事業補助金 要綱	-	-	-	仕事に必要な資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人8万円)を助成。1事業所につき同一年度3名まで。
最上町	企業立地促進条例	工業 1,000 商業 500 その他 500	工業 10 商業 5 その他 2	工業 1,000 商業 — その他 —	<p>用地取得奨励金 取得価格の30%相当額 限度額1,000万円</p> <p>雇用奨励金 常用雇用者(町内居住者)1名につき年15万円(最大30万円)</p> <p>操業奨励金 固定資産税相当額(3年)</p> <p>排水処理施設整備奨励金 新設等に要する経費の50%以内又は100万円のいずれか低い額</p> <p>経営基盤拡充奨励金 賃貸借契約を締結している事業場用地を取得したとき 取得金額の30%相当額 限度額1,000万円</p>
舟形町	工場設置奨励条例	500	20	—	<p>奨励金 固定資産税相当額(3年間)</p>
		新設 3,000	新設 3	—	<p>①用地の取得、造成に係る投下固定資産額に4分3を乗じた額。 (上限1,500万円)</p> <p>②建物、機械設備等の投下固定資産額に5分の1を乗じた額。 (上限1,500万円)</p>
舟形町	企業立地等促進補助金交付規程	移設 ・増設 1,000	移設 ・増設 2	—	<p>①用地の取得、造成に係る投下固定資産額に4分3を乗じた額。 (上限250万円)</p> <p>②建物、機械設備等の投下固定資産額に5分の1を乗じた額。 (上限250万円)</p>
	雇用促進等補助金交付規程	-	-	-	雇用促進等補助金 正規社員1人につき30万円 (雇用期間1年以上、町内在住者対象)

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
真室川町	産業振興条例	300	3	—	<p>用地及び建物取得奨励金</p> <p>用地取得価格(盛土、切土、排水対策等の基本的な用地造成費を含む。)の30%相当額及び建物取得価格の10%相当額。用地及び建物合わせて限度額1,000万円(指定した日より10年以内)</p> <p>操業奨励金</p> <p>固定資産税相当額及び法人町民税均等割額相当分(投下固定資産が500万円の場合は5年以内、500万円未満の場合は3年以内)</p> <p>雇用奨励金</p> <p>常用雇用者(町内居住者)1名につき年30万円</p> <p>厚生施設整備奨励金</p> <p>施設整備費の50%以内の額又は100万円のいずれか低い額(5年以内に1回を限度)</p> <p>その他の奨励金</p> <p>町長が特に認める施設の設置に要する経費の50%以内の額又は100万円のいずれか低い額(操業開始から5年以内に1回限り)</p>
	産業振興条例		町内事業者3 町外事業者10		<p>雇用奨励金</p> <p>常用雇用者(町内居住者)1名につき年30万円</p>
大蔵村	資格取得による雇用促進事業費補助金交付要綱	-	-	-	仕事に必要な資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人10万円)を助成。

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
大蔵村	大蔵村小規模事業者持続化補助金交付要綱	—	—	—	<p>1 創業支援事業</p> <p>村内において1年以上継続して営業する事業所を創業するための取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助。補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を上限とする。</p> <p>補助対象経費</p> <p>(1)店舗の建築費又は改装工事費 ただし、土地の取得は対象外とする。</p> <p>(2)創業に係る機械等(備品も含む)購入費 中古品も可とする。ただし、専用性のあるものに限る。</p> <p>(3)広告宣伝費 チラシ作成や Web サイト掲載の費用等</p> <p>(4)その他創業に要する経費</p> <p>2 持続化支援事業</p> <p>持続化補助金に申請し不採択された小規模事業者又は新商品の開発に係る機械装置等の購入や広告宣伝費など、新規顧客の獲得に向けて販路経路を拡大する取組(以下「販路開拓」という。)や生産性向上に係る機械装置等の購入や店舗を改装し、作業効率を上げるための取組(以下「業務効率化」という。)などを行う小規模事業者を支援するため、それに要する経費の一部を補助。補助対象経費の3分の1以内とし、30万円を上限とする。</p> <p>補助対象経費</p> <p>持続化補助金公募要領又は販路開拓や業務効率化等の取組を行う経費。</p> <p>3 持続化支援事業(上乘せ分)</p> <p>持続化補助金に申請し採択された小規模事業者等が、販路開拓や業務効率化等の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助。補助対象経費から75万円を差し引いた額とし、25万円を上限とする。</p> <p>補助対象経費</p> <p>持続化補助金公募要領に定めるものに等しい。</p>

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
鮭川村	企業誘致条例	工業 1,000 商業 500 その他 500	10 5 2	1,000 — —	<p>操業奨励金 固定資産税相当額(3年) 法人税割村民税相当額(3年)</p> <p>用地取得奨励金 事業用用地を取得したとき、取得価格の5%以内の額。ただし、1指定事業者につき総額 5,000,000 円を限度とし、適用期間は、指定した日から10年以内に取得した場合。</p> <p>雇用奨励金 常時雇用者(村内居住者に限る)が新規雇用又は増員により1年間雇用されたとき、雇用者1人につき、1回に限り 300,000 円とし、適用期間は、操業開始日から2年間とする。</p> <p>用地造成奨励金 新設又は拡充若しくは移設時に要した用地造成経費の3分の1以内の額とする。ただし、1指定事業者につき総額 3,000,000 円を限度とし、適用期間は、指定した日から10年以内に造成した場合とする。</p> <p>排水処理施設整備奨励金 排水処理施設の新設又は拡充若しくは改良に要する経費の50%以内の額、又は 1,000,000 円のいずれか低い額とし、適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りとする。</p> <p>その他奨励金 村長が特に必要と認める施設の設置等に要する経費の50%以内の額、又は 1,000,000 円のいずれか低い額とし、適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りとする。</p>
戸沢村	企業立地促進条例	拡充 500	5	新設又は移設 1,000 拡充 500 厚生施設 野外レクリエーション施設 100 修景施設 20	<p>用地取得助成金 用地取得価額 100 分 10 を乗じて得た額以内とし、1,000 万円を限度</p> <p>従業員厚生施設整備奨励金 施設設備費の 2 分 1 以内とし、100 万円限度</p>
高島町	高島町中小製造業設備投資等補助金交付要綱	対象事業 ①所有型 1,000 ②設備投資型 200	—	—	<p>【対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業者が行う事業で、企業の高度化のために町内で行う新規立地や設備投資等の取得 2. ②設備投資型は、国県等補助金の不採択者を優遇 <p>【補助金額】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①所有型 対象事業費の 10%以内(1事業あたりの上限金額 500万円) ②設備投資型 対象事業費の 10%以内(1事業あたりの上限金額 300万円)

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
川西町	工場設置奨励条例	1,500	5	—	奨励金 固定資産税相当額(新設3年、拡充2年)
	中小企業・小規模事業者信 仰条例	—	—	—	中小企業チャレンジ支援事業補助金交付要綱 新たな製品・商品の開発、生産に必要な経費に補助 ハード事業 補助率 1/3 上限 100 万円 ソフト事業 補助率 1/2 上限 50 万円
		—	—	—	創業促進事業補助金交付要綱 創業のスタートアップに必要な経費に補助 補助率 2/3 上限 50 万円
		—	—	—	資格等取得支援事業補助金 仕事に必要な資格を取得した場合、経費の 2 分の 1(上限 1 人 5 万円)を助成。1 事業所につき同一年度 3 名まで。
小国町	事業場設置奨励条例	新增設 700 0 10,000	常雇 20 常雇 60 常雇 1	— — —	奨励金 固定資産税相当額(3年)
	小国町雇用促進奨励金交 付要綱	—	常雇 20	—	奨励金 工場等の新設又は既存事業の拡大等により、町内に住所を有す るものを新たに 20 名以上常用雇用した場合、1 名につき 10 万円。 (上限:300 万円)
白鷹町	企業立地促進事業費 補助金交付要綱 ※右記内容は令和6年度の もの。令和7年度について は調整中	①10,000 ②5,000 ③2,500 ④300 ⑤500	新設 10 (3) 移設 3 増設 3 事業統合 新設 10 (1) 移設 1 増設 1 事業統合 新設 5 (1) 移設 1 増設 1 事業統合 新設 1 (1) 移設 1 増設 1 事業統合	2,000 (—) — 2,000 (—) — 2,000 (—) — 1,500 (—) —	【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業のうち倉庫業、卸売業・小 売業、宿泊業 【対象事業】 新設・移設・増設・事業統合(生活インフラに関わる事業に限る) 【補助金額】 ①建物、機械設備等の投資額の 20%(3,000 万円以内) ②建物、機械設備等の投資額の 10%(1,000 万円以内) ③建物、機械設備等の投資額の 10%(500 万円以内) ④及び⑤固定資産税相当額(3年) ▶誘導区域に誘導施設を新設・移設・増設・事業統合する場合 ①補助金の額一律 3,000 万円 ②及び③補助金額に 100 分の 50 を乗じた額を加算 ④及び⑤固定資産税相当額 2 年延長(5年) ※雇用者、面積の()書は宿泊業の場合 ※事業統合の雇用者数要件は、事業統合に伴う解雇を行わ ないこと。

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
飯豊町	中小企業振興条例 ※右記内容については調整 中(補助金交付要綱未制 定)	—	—	—	①創業支援補助金 創業や新しい業種で事業を開始するために必要な経費を補助 企業・・・補助率:3/10以内(上限:200万円) 個人・・・補助率:1/2以内(上限:100万円)
		—	—	—	②人材確保事業補助金 事業者が行う人材確保に係る事業経費を補助 補助率:1/2(上限:100万円)
		—	—	—	③商業活性化支援事業 既存企業等が事業機能の強化・向上(経営改善、売上増加、顧 客の利便性向上等)を目的に行う事業経費を補助 補助率:1/2(上限:30万円)
三川町	企業立地促進条例	新設移設 3,000	—	3,000	奨励金 固定資産税相当額の2/3(3年)
庄内町	企業振興条例	2,000	20	—	企業振興奨励金 新設、移設 固定資産税相当額(3年、特定地域5年)
		1,500	—	—	拡充 固定資産税相当額(2年、特定地域3年)
		—	—	1,000~ 5,000未 5,000以	用地取得助成金(新設、移設、拡充に適用) 用地取得額の35%
	—	—	—	用地取得額の50%	
			20 (中小5)		雇用促進助成金(新設、移設、拡充に適用。限度額400万円) 町内在住の新規雇用者数×20万円 町外在住の新規雇用者数×5万円
	商工業振興資金利子補給 補助金交付要綱	—	—	—	利子補給補助金 県商工業振興資金の一部について、支払った利子の1/2を補 助(融資実行日から3年以内)
遊佐町	企業奨励条例	3,000	—	—	奨励金 固定資産税相当額(5年)
		—	10	—	
		2,000	5	—	
	企業立地促進条例	—	5	1,000 拡充500	用地取得助成金 用地取得額の30% 限度額3,000万円 鳥海南工業団地の未造成地を取得した場合に限り、山形県が 定める通常分譲価格の30%、限度額5,000万円 (従業員50人未満は従業員数の10%以上、10人未満は1人)
	中小企業等技術者養成研 修補助制度要綱	—	—	—	町内事業者が、町内で事業を営むにあたり、事業に直接必要な資 格等を取得するために要した経費のうち1/2(年間上限20万円/1 者)を助成

市町村名	条例・規則名	適用条件			内容
		投資額 (万円)	雇用者 (人)	面積 (㎡)	
遊佐町	中小企業設備投資支援事業補助金交付要綱	100 以上	—	—	設備投資(工場・倉庫等の新增設及び機械装置等の設置)に対する補助金 投資額の 10%以内(上限 100 万円)
	遊佐町工業用水道料金支援補助金交付要綱	—	—	—	<p>鳥海南工業団地の工業用水給水区域で操業する企業のうち、山形県工業用水道料金徴収条例(昭和46年山形県条例第21号)第2条に定める使用料区分に基づき工業用水道を使用する企業等で下記に該当するもの。</p> <p>(1) 遊佐町企業奨励条例(昭和48年条例第28号)に係る指定事業場に指定される施設を新設又は増設した企業等</p> <p>(2) 山形県工業用水道供給規程(昭和46年山形県企業管理規程第2号)第3条による承認を得た企業等</p> <p>(3) 補助金の交付年度の前年度の工業用水道料金を完納した企業等</p> <p>各月の工業用水道料金請求額 × 20%</p> <p>※1 か月あたりの交付上限額 50 万円</p>